

被害者支援事務に関するチェックリスト

支援措置の実施を求める申出があったとき

担当者 責任者
チェック欄 確認欄

①申出者は警察署・配偶者暴力相談支援センター等に相談を行っていますか。若しくは、裁判所発行の保護命令決定書等をお持ちですか。（要綱第3条、第4条）	☐	☐
②申出者は下記のいずれかに該当しますか。（要綱第3条第1項、第2項）		
（1）被害者本人	☐	☐
（2）被害者が15歳未満の者及び成年被後見人のときはその法定代理人	☐	☐
（3）町長が特に必要と認めた場合、申出者本人が指定する任意代理人	☐	☐
（4）児童虐待に係る申出の場合、児童相談所の長等	☐	☐
③申出者が警察署・配偶者暴力相談支援センターに相談を行っていた場合、警察署等に意見を聴取しましたか。（要綱第4条第1項）	☐	☐
④支援措置実施決定後、申出者へ通知書を送付しましたか。（要綱第5条第1項）	☐	☐
⑤他市区町村に併せて支援措置を実施する場合、申出書及び添付書類の写しを送付しましたか。（要綱第5条第2項）	☐	☐
⑥関係部署、選挙管理委員会に情報提供を行いましたか。（要綱第6条第2項）		
（1）選挙管理委員会	☐	☐
（2）国民健康保険事務及び後期高齢者医療保険事務担当課	☐	☐
（3）介護保険、児童手当、母子寡婦福祉及び障がい者福祉事務担当課	☐	☐
（4）上下水道料金関連事務及び町営住宅等事務担当課	☐	☐
（5）納税相談、課税事務担当課	☐	☐
（6）保育所入所事務、入学通知書送付事務等担当課	☐	☐
（7）その他必要と思われる部署（	☐	☐

支援措置対象者に係る住民票の写し等の交付申請があったとき

（1）加害者以外からの請求ですか。（要綱第6条第1項(1)）	☐	☐
（2）顔写真つき本人確認資料の提示がありましたか。提示がない場合は複数の資料を確認する等厳格な審査を行いましたか。（要綱第6条第1項(3)(4)）	☐	☐
（3）請求理由、提出先等を確認しましたか。（要綱第6条第1項(3)(4)）	☐	☐
（4）請求書、本人確認書類及び交付書類等の照合・確認を行いましたか。	☐	☐

支援措置の終了について

（1）（解除申出があった時）本人確認を行いましたか。（要綱第8条第1項(1)）	☐	☐
（2）（1年を経過した時）延長の申請がないことについて本人に聞き取りを実施しましたか。	☐	☐
（3）支援措置終了決定を本人に通知をしましたか。（要綱第8条第3項）	☐	☐

注 各手続きは支援措置責任者の決裁を経て行うこととする。